

三田市下水道条例新旧対照表

現行	改正案												
<p>第1条～第14条 省略 (使用料の算定方法)</p> <p>第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表の<u>基本料金</u>の欄及び<u>超過料金</u>の欄に掲げる額の合計額と同額に係る消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(1箇月につき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"><u>基本料金</u></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>超過料金</u>(1立方メートルにつき)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	区分	<u>基本料金</u>	<u>超過料金</u> (1立方メートルにつき)		省略		<p>第1条～第14条 省略 (使用料の算定方法)</p> <p>第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表の<u>基本使用料</u>の欄及び<u>超過使用料</u>の欄に掲げる額の合計額と同額に係る消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(1箇月につき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"><u>基本使用料</u></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>超過使用料</u>(1立方メートルにつき)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	区分	<u>基本使用料</u>	<u>超過使用料</u> (1立方メートルにつき)		省略	
区分	<u>基本料金</u>	<u>超過料金</u> (1立方メートルにつき)											
	省略												
区分	<u>基本使用料</u>	<u>超過使用料</u> (1立方メートルにつき)											
	省略												
<p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確実に知ることができないときは、それぞれの使用者の態様を勘案して市長が認定する。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。</p> <p>(3) 冰雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の終日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を確認するものとする。</p>	<p>2 <u>前項の区分適用基準は、別に市長が定める。</u></p> <p>3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確実に知ることができないときは、それぞれの使用者の態様を勘案して市長が認定する。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。</p> <p>(3) 冰雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の終日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を確認するものとする。</p>												
<p>3 特別な場合における使用料の計算は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの<u>基本料金</u>は、三田市水道事業給水条例(昭和43年三田市条例第21号)第30条の規定を準用する。</p> <p>(2) 前号のほか、特別な場合の使用料計算方法は、市長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>4 特別な場合における使用料の計算は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの<u>基本使用料</u>は、三田市水道事業給水条例(昭和43年三田市条例第21号)第30条の規定を準用する。</p> <p>(2) 前号のほか、特別な場合の使用料計算方法は、市長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>												

三田市生活排水処理施設条例新旧対照表

現行	改正案								
<p>第1条～第17条 省略 (使用料の算定方法)</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2の<u>基本料金</u>の欄及び<u>超過料金</u>の欄に掲げる額の合計額と同額に係る消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第19条～第23条 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2(第18条関係)</p> <p style="text-align: right;">(1月につき)</p>	<p>第1条～第17条 省略 (使用料の算定方法)</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2の<u>基本使用料</u>の欄及び<u>超過使用料</u>の欄に掲げる額の合計額と同額に係る消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第19条～第23条 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2(第18条関係)</p> <p style="text-align: right;">(1月につき)</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">基本料金</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">超過料金(1立方メートルにつき)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)	省略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">基本使用料</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">超過使用料(1立方メートルにつき)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	基本使用料	超過使用料(1立方メートルにつき)	省略	
基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)								
省略									
基本使用料	超過使用料(1立方メートルにつき)								
省略									